

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用、就労不能損害、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X 1 外 2 名

被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人 X 1、同 X 2、同 X 3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 自主的避難の実行によって生じた①避難費用及び帰宅費用、  
②就労不能損害、③精神的損害

期 間 自 平成 2 3 年 3 月 1 5 日  
至 平成 2 3 年 5 月 1 0 日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、下記合計金 7 6 万 7 2 4 5 円（この合計額には、中間指針追補第 2〔損害項目〕（指針）Ⅲ）記載の目安額（申立人 X 1 及び同 X 2 につき各金 8 万円、同 X 3 につき金 4 0 万円）が含まれるものとする。）の支払義務があることを認める。

#### 記

①避難費用及び帰宅費用 金 1 9 2, 6 7 0 円  
②就労不能損害 金 2 9 4, 5 7 5 円  
③精神的損害 金 2 8 0, 0 0 0 円

（但し、申立人 X 1 及び同 X 2 につき各金 4 万円、同 X 3 につき金 2 0 万円）

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

第 1 項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を4通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月13日

（仲介委員長 吉岡桂輔、仲介委員 加藤俊子、同 本山正人）